環境省令第三十号

南極 地域 の 環 境 の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)第三条第五号及び第十三号並びに

第七条第一 項 第三号の規定に基づき、 南 極地 域 の環境 の保 護 に関する法律施行規則の一 部を改正する

省令を次のように定める。

平成二十七年九月一日

環境大臣 望月 義夫

南 極地 域 の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南 極 地 域 の 環境 の 保護 に関する法律 施行規則 (平成九年総理府令第五十三号)の一部を次のように

改正する。

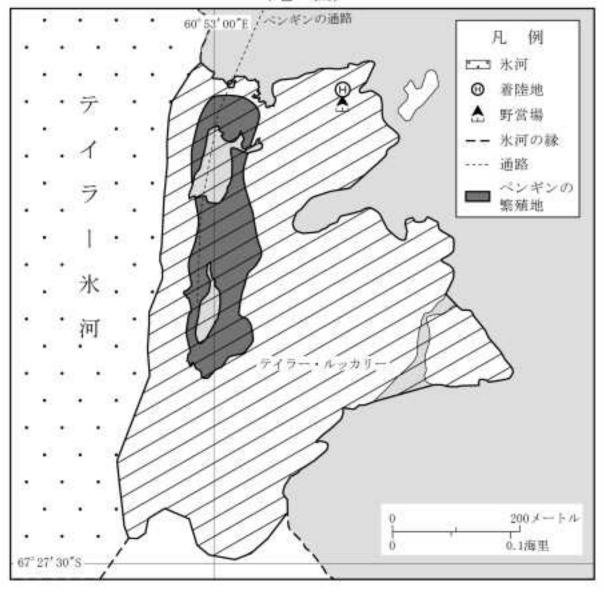
別記第一南極特別保護地区を次のように改める。

## 第一南極特別保護地区

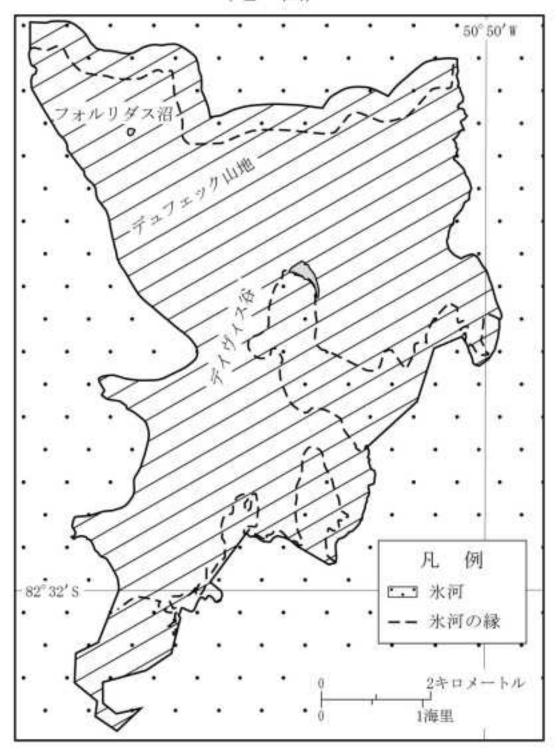
マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルッカリー

この地区は、南緯67度27分4秒東経60度52分58秒の地点を起点とし、 同地点と南緯67度27分17秒東経60度53分29秒の地点を結ぶモーソン海岸 の海岸線、同地点と南緯67度27分17秒東経60度53分31秒の地点を結ぶ直 線、同地点と南緯67度27分21秒東経60度53分27秒の地点を結ぶモーソン 海岸の東にある島の東海岸線、同地点と南緯67度27分22秒東経60度53分1 9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分27秒東経60度53分7秒の地 点を結ぶモーソン海岸の海岸線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度53 分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度53分2秒 の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分30秒東経60度53分の地点を結 ぶ直線、同地点と南緯67度27分29秒東経60度52分57秒の地点を結ぶ直線 、同地点と南緯67度27分29秒東経60度52分55秒の地点を結ぶ直線、同地 点と南緯67度27分28秒東経60度52分54秒の地点を結ぶ直線、同地点と南 緯67度27分27秒東経60度52分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度2 7分27秒東経60度52分49秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒 東経60度52分48秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60 度52分47秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分4 6秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分28秒東経60度52分46秒の地 点を結ぶ直線、同地点と南緯67度27分24秒東経60度52分45秒の地点を結 ぶ直線、同地点と南緯67度27分20秒東経60度52分50秒の地点を結ぶ直線 、同地点と南緯67度27分19秒東経60度52分49秒の地点を結ぶ直線、同地 点と南緯67度27分18秒東経60度52分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南 緯67度27分5秒東経60度52分57秒の地点を結ぶ氷崖の東端の線、及び同 地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から 成る。

## (地 図)



## (地 図)



別記第四十南極特別保護地区中「テレホン鴻」を「テレフォン鴻」に改める。

66度10分32秒」 リ、「南緯77度33分16秒」 や「南緯77度33分15秒」 リ、「南緯77度33分13秒」 や「南 緯77度33分12秒」に改め、 至り」を归え、「南緯77度33分8秒」を「南緯77度33分7秒」に、 を北北東に進み、 経166度 9 分59秒」 別記第五十七南極特別保護地区中「南緯77度33分12秒東経166度 9 分56秒」を「南緯77度33分11秒東 ポニー湖の北東にある湖の東にある地点(南緯77度33分11秒東経166度 9 分59秒)に に改め、 地図を次のように改める。 「問訴とし」の下に「~回答派から 東方、北から8度の方角に引いた 「東経166度10分33秒」や「東経1 直線

## (地 図)



別表第四の四十六の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第四に次のように加える。

東経七十六度二十二分五十九秒	れた雪上重トラクター「ハリコフチャンカ」	
南緯六十九度二十二分四十一秒	千九百五十九年から二千十年まで南極地域で使用さ	九 十 二
	スキー 基地のレイム・ドッグ小屋	
西経六十度二十一分五十三秒	てられたブルガリアのセントクリメント・オーリド	
南緯六十二度三十八分二十九秒	サウス・シェトランド諸島のリビングストン島に建	九 十 一

別表第六中「すべて」を「全て」に改める。

別 表 第 六第 南 極特 別 保護 地区 の 項第三号中 「南緯六十七度二十七分四十八秒東経六十度五十三分

十六秒」 を「南緯六十七度二十七分六秒東経六十度五十三分十七秒」 に改め、 同項第六号中 科学的

調査」 の下に「又は管理活動」 を加え、 同項第七号中「南緯六十七度二十七分四十九秒東経六十度五

十三分九秒」 を「 南緯六十七度二十六分十七秒東経六十度五十九分二十三秒」 に 改め ಶ್ಠ

別表 第六第二南極 特 別保護地区の項第十三号中「 科学的調査」 の下に「又は 管理 活動 を加え、

作 物 工 作 を 除 物に 去 国 名、 に 設置 な お、 者名及び設置年月日を明 必 要が なく なっ たときは、 示 をっ 速 ゃ 必要がなくなったときは、 か に当 該 工 作 物 を 除 去 を 速や な ぉੑ か に当 該 工 I

作 物 に 玉 名 設 置 者 名、 設置 年月 日 及 び 除 去 予定 日 を 明 示 に 改 め る

別 表 第六 第 四 南 極 特 別 保 護 地 X の 項第 三号 中 当 該 工 作 物 に 玉 名、 設 置者名及 び 設 置 年 户 日 を 明 示

\_ を 必 か 要がなく に当該 なっ 一作物 を除 たときは、 去 速や かに当該 当 該 工作物 工作物 を除 去 設置 に \_ 名、 なお、 設置 必要が 年月日及び除去予定 なくなっ た ときは

を 明 示 に 改 め る。

速

ゃ

I

を

な

ぉੑ

に

国

名、

者

日

別 表 第 六第 五 南 極 特 別 保 護 地 X の 項 第四号中 7 原 則 とし て、 を削 IJ 当 該 地 X の 直 上 空 域 を飛

行 な いこと。 な お、 \_ を 削 ı) \_ 場 合 に お しし て も を \_ 場 合を 除 き」 に 改 め \_ 南 に あ る X 域 の

下に ( 以下 . ¬ 飛 行 制 限 X 域」 としい う。 \_ を 加え、 同号に .後段. として次の ように加 え る。

な お、 科 学 的 調 査 又は 管 理 活 動 の た んめに 必要 な場 合に お しし て ŧ 飛 行 制 限 X 域 の 地 表 か ら高 度三

百メ **|** ル 以 下 の 空 域 を 飛 行 L な しし こと。

別表 第六第 六 南 極 特 別 保 護 地 区 の 項第三号中  $\neg$ 南 緯七十二度十九分十四秒」 を「 南緯七十二度十九

分十三秒」 に改め、 同項第四号中「直上空域」の下に「であって、 高度六百十メートル以下の空域」

を加える。

別 表第六第十九 南極 特別 保護地区の項第 八号ただ し書 を削

別 表 第六第四十 凣 南 極 特 別保 護 地 <u>区</u>の 項第三号中「 当 該 工作 物 に 国 名、 設置者名及び設置 年月日を

明 示 をっ 必要がなくなったときは、 速や かに当該工作物 を除去」 に、「 なお、 必要がなくなったと

当該工作物に国名、

設置者名、

設置年月日及び除去予

定日を明示」 に改める。 きは、

速やかに当該工作物を除去」を「なお、

別 表第六第 五十 五 南 極 特別保護 地区の項第五号中「十三人」を「九人」 に改め、 同項第六号中「十

を「八人」 に改 め る。

別表 第六第六十四南 極特 別保護地区の項第八号中「必要であり、 かつ、 設置期間が三年を超えない

を 必要な」 に改める。

附 則

施 行期日)

第一条。この省令は、平成二十七年九月八日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の 施行日前にされ た 南 極 地 域 の 環 境 の保 護 に . 関 する法律 ( 次 条 に お しし て「 法 としい

う。 第六条 の 確 認 の 申 請 で あっ て この 省 令 の 施 行 の 際、 環 境 大臣 に ょ る 確 認 をするかどう かの

処分がなされて ίÌ な 1 ) も のにつ ١J ての処分につい ては、 なお従 前 の 例 による。

この省令の施 行前 に b た法第七条 の規定による確 認は、 同 条 第 一 項第三号の要件につい ては

改 正 後 の 南 極 地 域 の 環 境 の 保 護 に 関 す る法 律 施 行 規 則 の 規定に基づ いて U たも のとみなす。

第四条 この省令の 施 行前 に U た 行 為 に対 する 罰 則 の 適 用 につ ١J て は な お 従 前 の 例 に よる。